

1 大気汚染に係る特定施設

粉じん関係

1	セメントの製造又は加工の用に供する粉砕施設並びに加工施設のうちセメントサイロ、セメントホッパー、バッチチャープラント、砂利選別施設、篩分施設及び自動包装施設
2	石こう、石灰、窯業製品又は土石製品の製造又は加工の用に供する粉砕施設、篩分施設及び自動包装設備
3	食料品、飼料又は肥料の製造又は加工の用に供する原料粉砕施設及び篩分施設
4	木材、オガクズ、石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用に供する施設
5	繊維工場の用に供する原綿加工施設及び綿又は繊維の再生加工施設
6	工場又は事業場において用いる粉塊運搬用のコンベア、粉塊状物質の貯蔵施設（屋内に設置するものを除く。）